

### 確定申告・住民税(市・都民税)の申告はお早めに

#### 確定申告について

平成25年分の確定申告の受付を行います。所得税の確定申告は青梅税務署でも行っており、お手元のパソコンで申告書を作成して、送付するか電子送信することもできます。パソコンで申告書を作成する場合は国税庁ホームページの「所得税(確定申告書等作成コーナー)」が便利です。確定申告が必要な方、給与所得者で「年末調整」が終わっていない方、給与・年金以外

にその他の収入がある方、公的年金等の収入が400万円を超える方などは、確定申告を必要とする場合があります。また、源泉徴収をされている方で、医療費や寄附金などの控除を申告することにより所得税が還付になる方、年末調整で住宅借入金等特別控除を申告していない方は申告が必要です。医療費控除、医療費控除の申告をされる方は、事前に領収書の合計を計算し、所定の明細書(国税庁ホームページからダウンロード可)に日時・

医療機関等・費用などをまとめていただく必要があります。土地・建物、株式などの譲渡所得、住宅借入金等特別控除の初年度申告、青色申告、農業・営業などの所得、消費税相続税、贈与税については、必ず青梅税務署で申告してください。確定申告の持ち物 主に次のものが重要です。源泉徴収票 控除証明書(国民年金等や生命・地震などの各種保険) 医療費の明細書や領収書 申告者本人の口座番号・支店名がわかるもの 申告内容により、上記以外のものが必要な場合もありますのでご注意ください。

公的年金等が400万円以下の方(その他の所得が20万円以下に限る)に

確定申告をする必要はありませんが、医療費控除などによる所得税の還付を受けるために確定申告をすることはできます。また、年金の源泉徴収票に記載されているもの以外の控除(社会保険料、生命保険料、医療費控除等の控除、扶養親族の追加など)がある方は、住民税(市・都民税)の申告をすることで、住民税額が下がる場合がありますので、住民税の申告をしてください。

#### 住民税の申告について

平成26年度の住民税(市・都民税)の申告の受付を行います。これは平成25年中の収入などを市に申告していただくものです。住民税の申告が必要な方 勤務先からあきる野市へ給与支払報告書の提出がない方 その他の所得があり、確定申告をする必要がない方 収入がなく、ご自分の扶養にもなっていない方 他市に住んでいる方の扶養親族になっている場合は申告が必要となります。

| 場所     | 2月3日  | 2月4日  | 2月5日  | 2月6日  | 2月7日  |
|--------|-------|---|-------|-------|-------|
| 市役所    |       |   | 出張公   | 出張公   | 出張公   |
| 五日市出張所 |       |   |       |       |       |
| 場所     | 2月10日 | 2月11日   | 2月12日 | 2月13日 | 2月14日 |
| 市役所    |       |   |       |       |       |
| 五日市出張所 |       |   | 出張五   |       |       |
| 場所     | 2月17日 | 2月18日   | 2月19日 | 2月20日 | 2月21日 |
| 市役所    | 税理士   | 税理士   | 税理士   | 税理士   |       |
| 五日市出張所 |       |   |       |       |       |
| 場所     | 2月24日 | 2月25日   | 2月26日 | 2月27日 | 2月28日 |
| 市役所    |       |   |       |       |       |
| 五日市出張所 |       |   |       |       |       |
| 場所     | 3月3日  | 3月4日  | 3月5日  | 3月6日  | 3月7日  |
| 市役所    |       |   |       |       |       |
| 五日市出張所 |       |   |       |       |       |
| 場所     | 3月10日 | 3月11日   | 3月12日 | 3月13日 | 3月14日 |
| 市役所    |       |   |       |       |       |
| 五日市出張所 |       |   |       |       |       |
| 場所     | 3月17日 | 受付時間...午前9時~11時15分、午後1時~4時<br>(注)午前中に受付ができる人数には限りがありますので、状況により午後の受付とさせていただきます場合があります。 |       |       |       |
| 市役所    |       |   |       |       |       |
| 五日市出張所 |       |   |       |       |       |

2会場で同時受付をしている日は混雑が予想されます。例年、午前と午後の早い時間は大変混雑します。出張公...税務職員が中央公民館で所得税の確定・還付申告を受け付けます。この日は市役所では市・都民税の申告のみ、課税課で受け付けます。税理士による申告書作成アドバイスも行います。税務署出張相談時間：午前9時30分~正午(11時受付終了)、午後1時~3時30分(3時受付終了) 出張五...税務職員が五日市出張所で所得税の確定・還付申告を受け付けます。市職員による市・都民税の申告受付も行います。税理士による申告書作成アドバイスも行います。税務署出張相談時間：午前9時30分~正午(11時受付終了)、午後1時~3時30分(3時受付終了) 税理士...税理士の出張相談コーナーを開設します。税理士相談時間：午前9時~10時30分ごろ、午後1時~3時ごろ

住民税申告の持ち物 確定申告の持ち物と同じ(ただし、口座番号・支店名がわかるものは不要)。時間・場所と市役所からのお願い 午前中に受付できる人数には限りがあります。上限に達した場合は、午後の受付にお回りいただきます。混雑を避けるために、なるべく午後にお越しください。午前から午後にならないうちに、関係で、午後の受付開始前に並ばれても、お待ちいただく場合があります。午後の

受付に打ち切りはありませんので、早く来ていただくかなくても時間に余裕を持って午後4時までには会場にお越しただければ受け付けることができます。受付の日程や時間、混雑状況の目安は表を確認してください。

問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

青梅税務署からの お知らせ

給与、年金、事業所得者を対象に、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います(譲渡所得、贈与税の相談は受け付けません)。

場所・期日 中央公民館：2月5日(水)~7日(金) 五日市出張所：2月12日(水) 時間 受付時間：午前9時~11時、午後1時~3時 相談時間：午前9時30分~正午、午後1時~3時30分 各会場とも、混雑状況によっては、受付を早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

税理士会による 無料申告相談

場所・期日 市役所：2月17日(月)~20日(木) 受付時間 午前9時~10時30分、午後1時~3時 会場の混雑状況によっては、早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

対象 青色申告、営業、不動産、農業所得や、給与・年金所得者で相談を希望される方

(はんこ、前年の確定申告書などの控えを持参してください) 譲渡所得、贈与税の相談はできません。

電子申告利用者の方へ 申告書などの 送付停止のお知らせ

平成24年分の電子申告(電子送信だけでなく、国税庁のホームページなどからパソコンで作成し、書面提出した場合も含む)を利用して確定申告を行った方は、平成25年分の確定申告書や青色決算書などは送付されません。引き続き、電子申告を利用していただくようお願いいたします。

問合せ 青梅税務署(0428・22・3185)

家屋を新築・増築、取り壊された方へ

平成25年中に新築・増築した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に限る)の対象になります。また、平成25年中に取り壊された家屋は、平成26年度から課税されなくなります。

家屋を新築・増築して市の家屋調査がまだ終了していない方や、家屋を取り壊した方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

償却資産がある方へ

個人が法人がその事業のために用いている構築物や機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になります。平成26年1月1日現在、市内で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方で、償却資産をお持ちの方は申告してください。

申告期限 1月31日(金)(土曜日、日曜日、祝日を除く) 新規に事業を始めた方で申告用紙が必要な方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

要介護認定を受けている方の「障害者控除対象者認定書」の交付について

65歳以上で要介護認定を受けている方は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、寝たきりなどの一定の要件に該当する場合には、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や住民税の申告に添付することで、本人かその扶養者が、障害者(特別障害者)控除を受けることができます。

認定書の交付には申請が必要です。

問合せ 高齢者支援課介護認定係